

通告４番目、５番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員　５番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一問一答方式で３点についてお伺いいたします。

１点目は、支え合い助け合う地域社会の構築について、２点目は、空き家対策について、３点目、介護支援ボランティアについて、お聞きいたします。

それでは、１点目、支え合い助け合う地域社会の構築についてです。

内閣府の高齢者白書によりますと、65歳以上の人口は団塊の世代が65歳以上になった平成27年に3,387万人となり、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には3,677万人に達すると見込まれています。その後も65歳以上人口は増加傾向が続き、令和18年には高齢化率が33.3%で、3人に1人が65歳以上となると推計されています。社会は高齢化と核家族化により、高齢者の独り暮らしや高齢者のみ世帯が増加しており、高齢者の日常を支える取組がますます重要となってきます。

そこで、高齢者をはじめ自立が難しい人々が、安全で安心して暮らせる支え合い助け合う地域社会の構築について質問いたします。

まずは、食品など日常の買物に困っている高齢者などを支援するための取組についてお聞きいたします。

次に、認知症高齢者は、2025年には約700万人に増加すると推計されております。以前、公明党で実施した100万人訪問調査運動では、認知症になった場合の不安の声が一番多く聞かれました。認知症の対策は、医療、介護はじめ生活支援、権利擁護など、総合的な施策が求められます。家族や友人、知人の認知症の当事者への適切な対応とともに、地域住民が認知症への理解を深めながら、認知症の方や家族の視点に立って、社会の仕組みや環境を整えることも重要です。

そこで、２点目として、認知症の人や家族が安心して暮らせる対策についてお伺いいたします。

次に、社会の高齢化や核家族化の進展に伴い、ヤングケアラーも増加しているという点についてです。文部科学省と日本総研が小学6年生と大学3年生を対象に行った実態調査によりますと、小学6年生の15人に1人、大学3年生の16人に1人がケアを行っている家族がいると答えています。

ヤングケアラーが担う具体的なケアの内容は、家事だけでなく、家族の介助や通院の付添い、薬や金銭の管理、兄弟姉妹の世話や見守りなど、生活のあらゆる場面

にわたります。そのため日常的に自分の時間が持てずに、友人関係や学校生活、進路や就職等に支障を来すなど、ケアを担う子供たち自身の人生に大きな影響を及ぼす可能性があります。

そこで、介護する人が孤立することなく、当たり前の日常が送れるように、ヤングケアラーを支援するための推進についてお聞きいたします。

次に、気候変動による災害の激甚化や頻発化に対して、人の命を守るための対策強化が必要です。近年、気象庁では洪水情報をより正確により早い段階で予測する体制の強化も進めています。

そこで、気象庁の最先端の情報を活用して、災害時に高齢者や障害者の命を守る、逃げ後れにならない対策が重要です。本市における地域防災力の向上への取組の強化についてをお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員のご質問の1番目、支え合い助け合う地域社会の構築についてお答えします。

まず1点目、日常の買物などへの支援の推進は、については、要介護認定を受けている方の買物支援については、介護保険制度の訪問介護のサービスを利用し、ヘルパーが本人に代わり買物する支援を行っています。また、要介護認定を受けている方であっても、実際に商品を見て、購入したい方や要介護認定を受けていないが、買物に行くことが困難な方については、民間の移動スーパーやカタログで選べる宅配業者を紹介するなど、それぞれの方のニーズに合わせた支援をしています。

続いて2点目、認知症の人も家族も安心して暮らせる対策は、については、高齢化の進展に伴い、今後も認知症の方の増加が見込まれる中、認知症の方とその家族が地域で安心して暮らせることのできる体制づくりは重要です。

市では、認知症について正しく理解し、認知症の方とその家族を温かく見守り支える応援者を増やすために、認知症サポーター養成講座を実施しています。また、認知症等により行方不明になった場合に、地域の支援を得て早期発見、保護できるよう、見守り愛ネットワーク事業や認知症の方とその家族が、地域の人や専門職などと交流したり、相談できる場として、認知症カフェ事業を実施するなど、様々な取組を行っています。

また、認知症初期集中支援チームを配置し、認知症や認知症が疑われる方とその家族を訪問し、初期の段階で必要な医療や介護サービス等の導入ができるよう、家

族支援の充実を図っているところです。

今後も地域全体で認知症に対する理解が進むよう、認知症施策のさらなる充実に努めてまいります。

次に3点目、ヤングケアラー等への支援の推進は、については、ヤングケアラーは一般的に本来は大人が担うとされているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のこととされています。

ヤングケアラーは、本人をはじめ家族や周囲の大人の認識がない場合も多く、支援が必要なレベルであっても、表面化しにくいことに加え、子育てや介護、生活困窮など、複合的な問題を抱えているケースが少なくありません。

市では、まずヤングケアラーについて、気づき、知ってもらい、身近な大人や学校、市役所への相談につながるよう、広報紙への記事掲載、パンフレットの全戸配布、小中学校へのチラシの配布など、周知啓発に取り組んでいます。

現在、本市ではヤングケアラーと思われるケースはありませんが、これはケースとして上がってきていないということですが、発見した場合は相談に応じるとともに、必要な支援につなげてまいります。

続いて4点目、地域防災力の向上への取組の強化は、については、近年、風水害や地震など、多くの災害が発生する中、ふだんからの防災体制が重要となっています。市といたしましては、避難行動要支援者支援制度において、要介護等認定者や障害のある方などの災害時に自力で避難することが困難な方の名簿を作成するとともに、名簿情報の提供に同意した方の名簿を平常時から、消防、警察、民生委員児童委員等の避難支援等関係者に提供することで、災害発生時の安全な避難や支え合いができる地域づくりにつなげていきたいと考えています。

名簿情報提供に同意されている方は、令和5年2月末時点で371人、うち個別避難計画作成済みの方は157人です。本制度について多くの方々にご理解いただけるよう、今後も周知啓発に努めてまいります。

○田中議長 総務部長。

○木村総務部長 奥田議員の4点目について、市民全体についてお答えいたします。

地域の防災力を持続的に向上させていくことには、区自治会を中心とする自主防災組織をはじめとし、消防団などの関係団体が互いに連携し、防災に取り組める環境を整備していくことが重要と認識しております。

大規模災害発生時、逃げ後れる人を出さない初動体制の確立を市の地域防災活動の最重要課題と捉えており、まず地域での避難場所の確定と把握を行い、発災時に

は各地域での避難者の確認を行い、避難行動要支援者をはじめ、全ての人が慌てず迅速に避難行動ができるよう、地域の実情に合わせて、消防団、消防組合、警察などの関係機関、自主防災組織及び両支援者の日頃の状況を把握しているケアマネジャーや相談支援専門員及び民生委員児童委員と連携を図ってまいります。

また、各種防災教育をはじめ、地域防災訓練の実施や各地域における自主訓練の支援など、市民の防災意識の向上に取り組むとともに、豪雨や台風といった災害を想定し、事前に取り組むべき防災行動を時間軸に整理したタイムラインの周知も含め、効果的な防災啓発に努めてまいります。

自主防災組織の活動に対しては、地域における訓練等の自主防災活動に係る補助制度を設けているほか、市職員による防災講座や那賀消防組合による訓練指導などの支援を実施しております。

結成促進についても、新たに設立した自治会が自主防災組織を結成した場合、資機材購入補助や結成に係る相談、地域での説明会の実施など、ハード・ソフトの両面から新規結成をサポートしており、引き続き活動の活性化、結成促進に向け、周知啓発を実施してまいります。

地域防災力の担い手である消防団の充実強化といたしましては、各消防団が所有している小型動力ポンプ付積載車の車両更新の年次計画により進めており、これまでに18回の車両更新が完了し、残りは3台の計画となっております。また、消防関係施設等の拡充強化を図るための補助制度や消防団活動に必要な防じんマスクなど装備品の調達、団員の処遇改善等を図っているところです。

さらに、令和4年度には東公園プール跡地を防災機能を備えた防災公園として整備し、これで災害時の活動拠点となるさぎのせ公園、岩出市交通公園及び東公園の3拠点が完成しました。今後も施設整備の充実を図り、災害時の拠点施設としての機能を高めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2点目の認知症の人も家族も安心して暮らせる対策としては、認知症について正しく理解し、認知症の方とその家族を見守り支える応援者を増やすために、認知症サポーターの養成講座を実施しておられるということですが、これまでに何名の方が養成講座を受けられたんでしょうか。また、目標の人数があればお答えください。

そして、今年の2月頃、高齢者の行方不明のお知らせが防災行政無線で放送され

ておりました。市民への協力呼びかけとともに、早期発見、保護ができるよう協力機関である見守り愛ネットワークに情報発信をされるとのことですが、この見守り愛ネットワークの協力団体は何件あり、どのように情報発信されるのか、お答えください。メールやアプリで一斉に発信できるものかをお聞きいたします。

また、避難行動要支援者制度についてなんですけども、名簿情報提供に同意しておられる方が371人おられるということなんですけども、同意されていない方の割合はどれぐらいなんですか。また、災害時には同意していない方はどうなるのかをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えします。

まず、認知症サポーター養成講座の受講者数と目標人数ということと、それから見守り愛ネットワーク事業の協力団体は何件かということなんですけども、認知症サポーター養成講座の受講者数は、令和5年2月末時点で2,926名、そのうちキッズサポーター、小学生の受講者なんですけども、それは912名です。令和5年度の目標につきまして3,430名としています。

それから、見守り愛ネットワーク事業の協力事業者は、令和5年2月末時点で168件、内訳といたしましては、岩出市が92件、それから紀の川市76件となっています。

情報発信の方法ですが、メールでの一斉配信またはファクスとなります。

次に、避難行動要支援者支援制度の名簿提供に同意していない方の割合はということと、その方はどうなるのかということをございますけども、名簿情報提供に同意していない方は、同意、不同意の意思表示ができない方も含め、令和5年2月末現在で78%となります。今年度も順次制度案内通知を送付しているところであり、今後も進めてまいります。

また、名簿情報提供に同意していない方は、災害時、どうなるのかについては、災害対策基本法によって、災害時は避難支援等実施に必要な限度で、本人の同意を要せずに名簿情報を提供できるとされております。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目の空き家対策についてお伺いいたします。

全国で増え続ける空き家の問題に対処するため、国土交通省の有識者委員会は、本年2月7日、今後の対策の在り方を取りまとめました。自治体による空き家の活用推進や管理不全物件に対する税優遇の解除などが柱です。空き家が適切に管理されずに放置されれば、景観上の問題にとどまらず、防災や防犯、衛生などの面で地域環境に悪影響があるため、対策を強化することが重要です。

本市においても、少子高齢化の影響により人口減少、高齢者世帯の増加、また高齢者による介護施設の利用や新築住宅の需要が高まる中、空き家を取り巻く環境が厳しく、将来的な増加が心配されます。また、空き家の管理については、居住地、管理能力、相続問題など個別の問題も多く、なかなか解決できないのが実情と思われれます。

そこで質問です。現在の空き家の件数と実態把握の方法をお聞きいたします。

次に、これまでの空き家対策についてをお聞かせください。

また、質疑の答弁にありました県の空き家バンクについても答弁願います。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 奥田議員ご質問の2番目、空き家対策についての1点目、空き家の数と実態把握の方法についてお答えいたします。

空き家の実態把握については、現地調査に手間と費用がかかることから、初期のデータに問合せ件数を加えるなど、各自治体がそれぞれの手法で取組を行っています。本市では、空き家対策に関する基礎データの充実を図るため、令和元年度から毎年度、上水道給水中止情報に基づく未利用物件の状況調査を実施しています。

内容につきましては、上水道の給水中止物件及び年間使用水量ゼロ立米の物件のうち、居住されていない住宅を抽出し、未利用物件を把握するもので、令和4年6月末時点の調査件数は565件となります。

また、空き家件数については、近隣住宅等に悪影響を及ぼすなど、管理不全物件が空き家問題の対象となることから、市が把握している空き家件数につきましては、令和5年3月1日時点で、これまで改善通知等の対応を行った98件のうち、未改善物件の39件となります。

次に2点目、現状はどのような対策を行っているのかについてですが、市では平成27年の空家等対策の推進に関する特別措置法の施行後、岩出市空家等対策計画を

策定し、現地確認や所有者等の調査後、不適切な管理の空き家に対し他法令等との連携を図りながら、所有者等に問題改善や適正管理をお願いするためのお知らせや助言による通知を行い、粘り強く所有者等に対し、管理不全物件の改善を働きかけています。

また、令和4年度につきましては、増加する空き家に対し、将来的な対応を図るための調査検討を行い、令和5年度から未利用住宅の活用を推進し、抑止を図るための空き家バンク事業、管理不全空き家を除却し、周辺環境の保全と地域の土地再生を図るための地域土地再生事業を実施します。

次に3点目、県の空き家バンク事業とは、についてですが、県では、令和4年度に市町村と連携協働の下、県内への移住や二地域居住等を希望する方の住まい探しを支援するとともに、空き家の利活用を促進するため、わかやま住まいポータルサイトを設置し、同時にわかやま空き家バンクの見直しが図られました。このことにより、従来の過疎対策としての要件が見直されたことで、参加市町村が増加し、宅建協会との連携に、物件情報の充実も図られています。

すみません。先ほど、これまで改善通知、対応を行ってきた97件の間違いです。98件と申しました。97件になります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 利用可能な空き家の活用推進として、令和5年度から本市においても、わかやま空き家バンクに参加するということですが、物件の登録、掲載、また空き家の売買や賃貸契約において、どのように進めるのかをお聞かせください。また、老朽等が進み、倒壊の危険性がある空き家への対応についても答弁願います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

空き家バンク事業につきましては、まず空き家の登録を市に申込みいただき、現地確認を行った上で、市が県に登録申請を行います。登録が完了すれば、県のウェブサイト掲載により、広く物件情報が公開されます。また、売買、賃貸契約につきましては、当事者間の民間契約として締結することとなるため、その仲介は県と協定を結んでいる和歌山県宅地建物取引業協会に所属する民間不動産事業者が行いますので、売買、賃貸契約に県や市が関与することはございません。

なお、物件の登録に当たり、当該空き家に係る税の滞納のある場合や老朽、損傷

等が著しい場合、土砂災害特別警戒区域に所在する場合などは、わかやま空き家バンクへ登録することはできません。

次に、倒壊の危険性がある空き家への対応についてですが、倒壊のおそれがあるなど、危険な状態にある空き家については、通報や情報提供に応じ、速やかに現地調査を行い、所有者等を調査の上、法に基づく通知を段階的に行うとともに、特定空き家への判定を行うなど、行政措置を進めることとなります。最終的に改善されない場合は、代執行による除却となりますが、本来、空き家等の管理は所有者等が行うものであり、個人の財産でもあるため、慎重な判断が必要と考えています。

市では、令和5年度から地域都市再生事業により、寄附受けした空き家等の除却を実施します。空き家の管理体制における1つの選択肢として活用していただくよう、事業周知に取り組むとともに、空き家等の除却による周辺生活環境の保全と地域の土地再生に取り組めます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目の介護支援ボランティアについて質問いたします。

1番目の質問でも触れましたが、高齢化の進展に伴う介護需要は、今後ますます増えていくと予想されます。介護予防の取組とともに、介護サービスの支え手の裾野を広げる手だてが必要となります。

この点で注目したいのが、介護支援ボランティアの制度です。これは厚生労働省が認可した有償ボランティアで、地域支援事業交付金を活用するものです。散歩補助や行事の手伝いといった介護ボランティアなどに参加するとポイントがたまり、商品券などと交換できる仕組みです。参加者本人の介護予防や介護給付費増大の抑制になるだけでなく、ポイント利用が地域活性化にもつながるとして実施する自治体が増え、2020年度までに599の市区町村に拡大しているということです。

日本福祉大学がボランティアポイント制度の効果を検証したところ、調査した自治体では、介護予防と地域活動の参加促進の両面で効果が確認されたそうです。社会活動に参加した人のほうが、参加していない人よりも生きがいを感じている割合が高く、介護ボランティアへの参加には生きがいづくりの意義もあると考えられます。



そこで1番目として、過去5年間の要支援・要介護認定者数の推移についてお聞かせください。

2番目に、本市における介護支援ボランティアの現状はどのようになっているのかをお聞きします。

3番目に、介護支援者育成の考えについてお答えください。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員ご質問の3番目、介護支援ボランティアについてお答えします。

1点目、過去5年間の要介護・要支援認定者数の推移について、本市の過去5年の要介護・要支援認定者数を各年度の3月末時点の状況でお答えします。平成29年度は、要介護・要支援認定者数の合計は2,128人、平成30年度は2,154人、令和元年度は2,132人、令和2年度は2,126人、令和3年度は2,169人となります。

続いて2点目、介護支援ボランティアの現状は、についてですが、介護保険の地域支援事業として、介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能となっておりますが、本市においては、現在実施をしておりません。現在のところ、県内の実施市町村は僅かと聞いておりますが、この事業が介護予防にどの程度効果があるか、今後も他市等の実施状況について調査研究してまいります。

続いて3点目、介護支援者の育成については、市では現在、年2回、高齢者生活支援等担い手養成研修、基準緩和サービス従事者研修を実施しています。この研修では、高齢者の心と体の仕組みや生活支援技術について学びます。

介護予防・日常生活支援総合事業における緩和した基準のサービスである訪問型サービスAなどにおいて、この研修の受講により、ヘルパー等の資格を有していなくても、掃除、買物等などの生活支援のサービスに従事することができます。

また、サービス業務に従事されなくても、本研修は住民の支え合いや地域における高齢者支援等に意欲のある人材育成も目的としておりますので、学びの機会として受講していただくことができます。今後も高齢者を支援する人材育成に努めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 介護支援ボランティア制度を導入している東京都稲城市のことなんですけども、稲城市では、65歳以上の方がボランティアとして介護支援を行った場合に

ポイントが付与されます。ポイントに応じて、年間最大5,000円が頂けるということです。稲城市では、介護のボランティアが必要かどうかを介護施設100か所で問い合わせたところ、7割が支援を希望したということなんです。ボランティア参加者本人の介護予防や介護給付費増大の抑制になるだけでなく、ポイント利用が地域活性化にもつながるとされております。

本市では、年2回、高齢者生活支援等担い手養成研修を実施しておられるということです。そして、住民の支え合いや地域における高齢者支援に意欲のある人材を育成するということも目的にしておられるということです。ぜひ介護支援ボランティア制度については、前向きに調査研究していただきたいと思いますが、市の考えをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員の再質問についてお答えします。

介護支援ボランティア制度については、介護予防にどの程度効果があるか。また、対象となる活動内容やポイントの設定基準と管理、それから活動の評価方法など、先ほど議員おっしゃってくれた稲城市をはじめ、先進自治体について調査研究してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。